

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊佐賀駐屯地
第361会計隊佐賀派遣隊長 内藤 晃

下記のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上参加されたい。

1 入札事項

- (1) 件 名 令和8年度佐賀駐屯地で使用する電気
- (2) 契約期間 令和8年4月1日0時～令和9年3月31日24時
- (3) 需要場所 陸上自衛隊佐賀駐屯地
- (4) 契約内容 仕様書のとおり（再エネ率100%）
- (5) 入札日時 令和8年2月27日（金）14時～
- (6) 入札場所 陸上自衛隊佐賀駐屯地第361会計隊佐賀派遣隊入札室

2 競争参加資格

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、D等級以上に格付けられ、九州地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 電気事業法第3条の1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。（適合証明書を提出すること。）
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）第8条第1項の勧告を受けていない者。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、第361会計隊佐賀派遣隊において令和8年2月10日（火）から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX等でも配布する。（土曜・日曜・祝日を除く08：15～17：00）

- (2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。
(FAX可)

4 入札説明会及び競争入札実施要領等

(1) 入札説明会

一堂に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。

(2) 入札実施要領

入札を実施して初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免除。ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、納入予定日及び数量が予定されていない場合「(予定数量－納入済数量)×単価」の総額(税込)、また、納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」の総額(税込)の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式 : 予定総価(ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。)
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が不鮮明で判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。

9 その他

- (1) 郵便入札は、令和8年2月26日(木)17時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に係りの無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も送付すること。
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。(FAX不可)
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第361会計隊佐賀派遣隊事務所で閲覧できる。また、陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。

(5) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いする。

(6) 入札書に関しては、案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に（再度入札分）と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。

(7) 問い合わせ先

〒840-2212 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道 9476-29 陸上自衛隊佐賀駐屯地

ア 入札及び契約手続き等に関する事項

第361会計隊佐賀派遣隊 担当：鐘ヶ江

TEL：0952-43-3684（内線364）

FAX：0952-45-8877

イ 仕様書内容及び現場等に関する事項

担当：川上

TEL：0952-43-3684（内線325）

本公告は、陸上自衛隊佐賀駐屯地第361会計隊佐賀派遣隊事務室掲示板、佐賀市各商工会議所及び陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページに掲示している。

令和8年度陸上自衛隊佐賀駐屯地で使用する電気

件 名	令和8年度陸上自衛隊佐賀駐屯地で使用する電気						
名 称	表紙						
作 成 日	令和8年1月7日						
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画主任	管 財	施設管理	電気係	担当者
						 	
所 属	佐賀駐屯地業務隊管理科営繕班						

仕 様 書

1 件 名 令和8年度陸上自衛隊佐賀駐屯地で使用する電気

2 概 要

(1) 需要場所

陸上自衛隊佐賀駐屯地 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476番29

(2) 業種及び用途

官公署（国家事務）

3 契約期間

自 令和 8年 4月 1日 0時00分

至 令和 9年 3月31日 24時00分

4 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、周波数等

ア 供給電気方式	: 交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	: 6, 600V
ウ 計量電圧（標準電圧）	: 6, 600V
エ 周波数	: 60Hz
オ 受電方式	: 2回線受電（本線及び予備線）
カ 受電設備の総容量	: 10, 480KVA
キ コンデンサ取付容量	: 638Kvar

(2) 契約電力、予定電力使用量

ア 契約電力 (1, 850KW)

イ 予定電力使用量 (4, 912, 400KWh) は別紙のとおりとする。

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率100%とすること。

（付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を参照（RE100の細部については、Going 100%-RE100 (<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。）

(4) 電力量の検針（本線）

ア 自動検針装置（計量地点 受電所） : 有

イ 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針

ウ 電力量計構成 九州テクノシステムズ 型式 KP3E7-R 形電力量計
計器定数 1000 pulse/KWs 1000 pulse/Kvars
パルス定数 50000 pulse/KWs
パルス定数 2000 pulse/KWs
乗率 ×240
110V 5A 60Hz PCT 6600/110V 200/5A

(5) 電力量の検針（予備線）

ア 自動検針装置（計量地点 受電所） : 有

イ 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針

ウ 電力量計構成 九州テクノシステムズ 型式 KP3E7-R 形電力量計
計器定数 1000 pulse/KWs 1000 pulse/Kvars
パルス定数 50000 pulse/KWs
パルス定数 2000 pulse/KWs
乗率 ×240
110V 5A 60Hz PCT 6600/110V 200/5

(6) 電力量の検針日は毎月1日の0時00分とし、電気料金請求書は電気料金確定後速やかに当事業所にFAX等で連絡すること。但し検針日が土曜日及び休日の場合は翌々日の平日とする。

5 需給地点（供給地点特定番号及び電柱番号）

供給地点特定番号 09-1300-0021-6661-0000-0000

九州電力柱、常時「656 フ 981」予備「656 フ 661」から引き込んだ佐賀駐屯地の構内引込盤の引込取付点

6 電気工作物の財産分界点

構内引込盤（本線及び予備線）に設置したPASの電源側接続点

7 保安上の責任分界点

上記電気工作物の財産分界点に同じ

8 その他

- (1) 力率保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。
- (2) 入札価格の算定にあつては、力率を100%とし、燃料費調整及び再エネ賦課金は含めないこと。また、再生可能エネルギー比率100%に係る付加金等は含めるものとする。
- (3) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- (4) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面（付紙第2）で半期ごと提出すること。
- (5) 非常用発電設備を有している。構成は以下のとおり。

1,000KVA	2台
375KVA	1台
12KVA	1台
- (6) その他、この仕様書に定めない事項については、協議の上、決定するものとする。

令和 8 年度佐賀駐屯地予定電力量
(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日)

	昼間電力量 (Kwh)	夜間電力量 (Kwh)	ピーク電力量 (Kwh)	使用電力量 (Kwh)
4 月分	217, 100	196, 000	0	413, 100
5 月分	210, 700	172, 300	0	383, 000
6 月分	201, 400	164, 800	0	366, 200
7 月分	167, 900	164, 900	57, 400	390, 200
8 月分	158, 600	174, 700	50, 900	384, 200
9 月分	171, 800	185, 900	55, 400	413, 100
1 0 月分	195, 600	157, 700	0	353, 300
1 1 月分	165, 900	167, 100	0	333, 000
1 2 月分	225, 400	184, 300	0	409, 700
1 月分	253, 900	207, 700	0	461, 600
2 月分	277, 900	227, 300	0	505, 200
3 月分	274, 900	224, 900	0	499, 800
合計	2, 521, 100	2, 227, 600	163, 700	4, 912, 400

昼間電力量 毎日午前 8 時から午後 1 0 時まで使用する電力量、ただしピーク時間及び以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量除く。

ピーク電力量 夏季（7 月 1 日～9 月 3 0 日までの期間）の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間で使用する電力量。ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。

夜間電力量 ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量

休 日 等 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日。

夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間

その他季節 4 月 1 日から 6 月 3 0 日までの期間及び 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス（バイオガスを含む）
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

[illegible]

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生エネルギー

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	制当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計（kWh）			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発効期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
合計（kWh）					

総計（kWh）